

これまでの取組状況

在籍型出向制度説明会

事業主の皆様へ

在籍型出向制度 に関する説明会開催のご案内

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することです。

出向元企業にとっては、**コロナ禍の中で労働者の雇用の維持が図られることに加え、労働者の成長、スキルアップにつながります。**また、出向先企業にとっても、**人材の受入方法の選択肢が広がることにも、社内業務の見直し・改善のきっかけにもなります。**

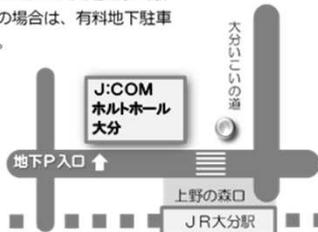
日時 令和**3**年**7**月**14**日(水) 14:00~15:35

先着順
無料

場所 **J:COM ホルトホール大分 3階 303** 会議室
大分市金池町南1丁目5番1号 (JR 大分駅上野の森口から徒歩約2分)
* 駐車場は準備しておりませんので、車でお越しの場合は、有料地下駐車場若しくは周辺の有料駐車場をご利用ください。

対象 事業主、人事労務担当者

定員 **20**社 新型コロナウイルス感染症防止のため、定員に達し次第締め切らせていただきます。



産業雇用安定助成金制度が創設されました

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇いを維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。説明会で詳しく説明します。

申込方法や問い合わせ先など裏面に続きます

主催：厚生労働省大分労働局・(公財)産業雇用安定センター大分事務所

【プログラム】

- 1 主催者あいさつ
- 2 在籍型出向制度について
(産業雇用安定センター大分事務所)
- 3 産業雇用安定助成金について
(大分労働局大分助成金センター)
- 4 個別相談 (希望者のみ)

14社参加

在籍型出向制度説明会

アンケート結果

1 セミナーの内容

⇒参考になった

100%

2 産業雇用安定助成金

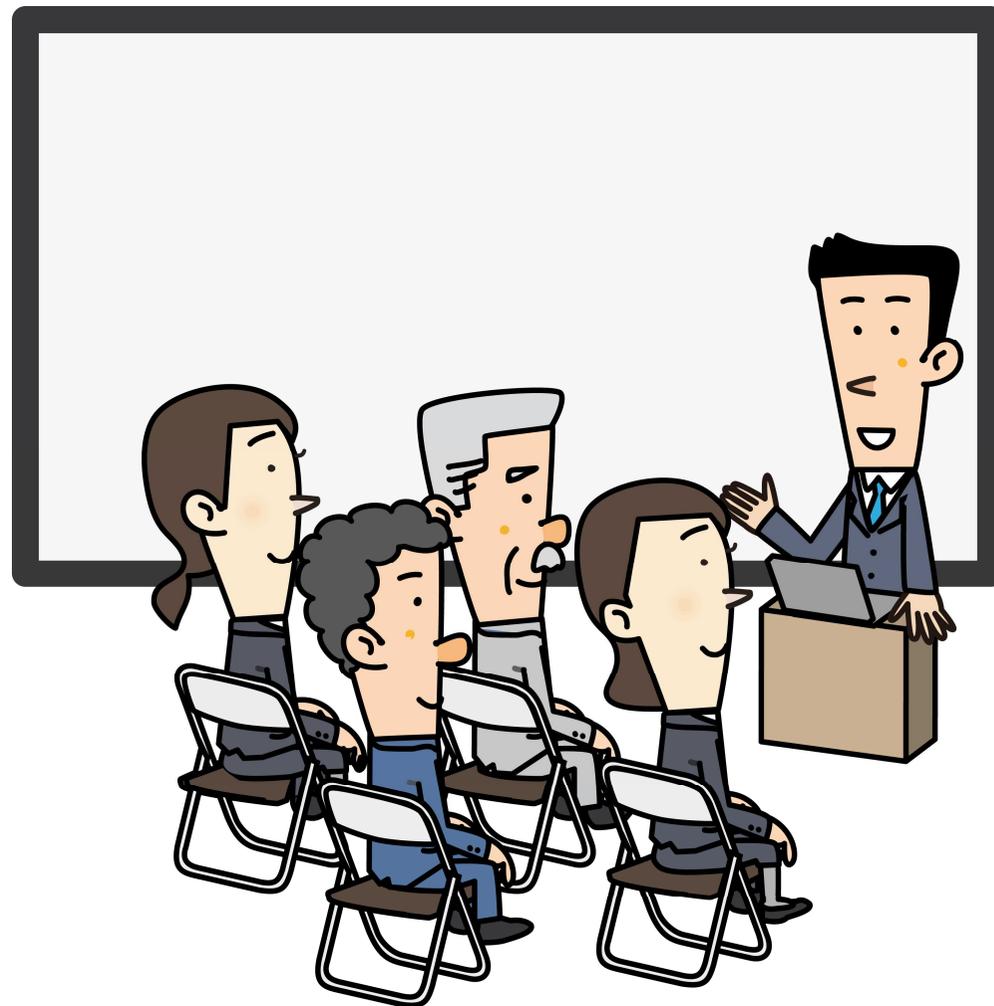
⇒参考になった

85%

3 在籍型出向で詳しく知りたい内容

(多い順)

- ・ 在籍型出向の進め方
- ・ 成功事例等
- ・ 就業規則の出向規定・出向契約書



「在籍型出向支援」特設ページの開設



厚生労働省 **大分労働局**
OITA LABOUR BUREAU

ホーム

ニュース&トピックス | 各種法令・制度・手続き | 事例・紙

大分労働局 > 各種法令・制度・手続き > 在籍型出向支援

在籍型出向支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を図る取り組みがみられています。

こうしたコロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取り組みを支援するため、厚生労働省では、地域の関係機関等と連携することなどにより、出向情報やノウハウの共有、出向の送り出し企業や受け入れ企業の開拓などを推進しています。

- お知らせ
- 在籍型出向とは？
- 在籍型出向の支援制度
- 大分県在籍型出向等支援協議会
- 雇用シェア（在籍型出向）に関するアンケート結果